

令和元年度 美祢市結婚新生活支援事業概要について

美祢市では新婚世帯が良好な住環境で新生活をスタートできるように、新居の住居費、引越し費用及び新生活準備費用などを **1世帯あたり最大36万円** 支援します。

1 対象となる世帯について

下記①～⑦すべてに該当する世帯が対象となります。

① 夫婦の平成30年（平成30年1月1日～平成30年12月31日）の所得額の合計が340万円未満である世帯

※1 貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を所得額から控除します。

※2 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請時無職の者は、所得なしとして算出します。

② 夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下であること。

③ 平成31年1月1日から令和元年12月31日に婚姻届を提出し、美祢市に住民票がある世帯

④ 補助金交付後継続して3年以上美祢市に定住する意思がある世帯

⑤ 夫婦ともに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等でない世帯

⑥ 夫婦ともに市税等の滞納がない世帯

⑦ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。



2 対象となる経費について

平成31年1月1日から令和2年3月16日までに支払われた下記経費

① 新居の住居費（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、取得費）

② 引越し費用 ①+②の費用 **1世帯あたり最大30万円**

③ 新生活に必要な家具・家電等の購入費 **1世帯あたり最大6万円**

※ ①②は、新居に平成30年10月1日以降の転居に限ります。

※ ③は、市内の店舗で購入した単価1万円以上（税込）のものに限ります。

※ 補助金の合計額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てとなります。



3 申込受付期限について

令和2年3月16日

4 申請・お問い合わせ先について

美祢市総合政策部企画政策課 〒759-2292 美祢市大嶺町東分326-1

電話：0837-52-1112 E-mail seisaku@city.mine.lg.jp

5 申請書類について

【共通書類（資格の確認書類）】

①	美祢市結婚新生活支援事業補助金交付申請書
②	婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本）
③	誓約書
④	夫婦の住民票の写し（転入届又は転居届提出後の住民票）
⑤	夫婦の平成30年（平成30年1月1日～12月31日）の所得証明書
⑥	夫婦の市税等の滞納がない証明書
⑦	貸与型奨学金の返済が分かる書類（※貸与型奨学金の返済がある場合）
⑧	離職票の写し等（※結婚を機に転職・離職した場合）

【対象となる費用の支払の確認書類】

●住居を購入した場合

①	住居の売買契約書の写し
②	住居購入に係る領収書

●住居を新築した場合

①	住居の請負契約書の写し
②	住居建築に係る領収書の写し

●住居を賃借した場合

①	住居の賃貸借契約書の写し
②	家賃等の領収書の写し等
③	住居手当支給証明書（※給与所得のある方全員）

●引越し費用の場合

①	引越し費用に係る領収書の写し
---	----------------

●新生活準備費用の場合

①	新生活に係る家電製品購入に係る領収書（市内販売店からの購入に限る）の写し
②	新生活に係る家具購入に係る領収書（市内販売店からの購入に限る）の写し

6 対象となる経費の詳細について

1. 新居の住居費

- 平成 30 年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 16 日までに転入届（市内の引越しの場合は転居届）が提出、受理されている住所地にある住居が対象です。
- 平成 31 年 1 月 1 日から令和 2 年 3 月 16 日までに支払われたものに限りです。

[対象となる費用の具体例]	※婚姻を機に新たに住居を取得、賃借する際に要した費用
• 住居を賃借している場合	賃料（家賃）、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
• 住居を購入した場合	購入費
• 住居を新築した場合	設計費、工事費

※ 賃料について勤務先から住居手当が支給されている場合は、住居手当分は補助対象外です。

2. 引越し費用

- 平成 30 年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 16 日までに転入届（市内の引越しの場合は転居届）が提出、受理されている住所地にある住居が対象です。
- 平成 31 年 1 月 1 日から令和 2 年 3 月 16 日までに支払われたものに限りです。

[対象となる費用の具体例]	※引越し業者への支払いに要した費用
• 引越し運送費用（運賃や割増運賃など）	
• 荷造り等のサービス費用（作業員料、梱包資材費などの実費）	

- × 不用品の処分費用、物品の購入費用、引越し業者が行う電気やガスなどの代行サービス料やエアコンのクリーニング費用などは対象外です。
- × 引越し業者を用いない引越し費用については対象外です。

3. 新生活に必要な家具・家電等の購入費（1世帯あたり最大6万円）

- 美祢市内の店舗で購入したものに限りです。
- 平成 31 年 1 月 1 日から令和 2 年 3 月 16 日までに支払われたものに限りです。

[対象となる費用の具体例] 例えば以下のものが対象になります。

ただし、単価1万円以上（税込）のものに限りです。

<家具類>

- 家具関係 棚、タンス、ソファなど

<家庭用電気機器及び家庭用ガス機器>

- 照明関係 照明器具など
- 調理関係 冷蔵庫、コンロなど
- 洗濯・清掃関係 洗濯機、掃除機など
- 冷暖房関係 エアコン、こたつなど
- 映像機器関係 テレビ、ハードディスクレコーダー



- × 個人間の売買により購入したものは対象になりません。
- × 電動自転車等住居外での使用を目的としたものは対象となりません。